

## 共立女子大学・共立女子短期大学動物実験取扱規程

### 第1章 総則

(趣旨等)

第1条 この規程は、共立女子大学・共立女子短期大学における動物実験について、科学的及び動物福祉上、また実験実施者である教職員・学生等の安全を確保する観点から、必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験の実施については、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号)、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学省告示第71号)、動物の処分方法に関する指針(平成7年総理府告示第40号)、その他の法令等のほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、各号に掲げる用語は以下に定める。

(1)動物実験 動物を教育、試験研究及びその他科学上の利用に供することをいう。

(2)実験動物 実験に供する哺乳類、鳥類、爬虫類、その他の実験に供する動物をいう。

(3)施設等 実験動物を恒常的に飼養もしくは保管する飼養保管施設及び実験動物に実験操作を行う動物実験室をいう。

(4)施設管理者 飼養保管施設及び動物実験施設の管理と統括をする者で、施設等を有する教育研究組織の長である学長をいう。

(5)実験動物管理者 施設等において施設管理者を補佐し、実験動物の管理を行うもので、動物実験委員会委員長をいう。

(6)動物実験実施者 動物実験の実施に関わる学生教職員をいう。

(7)動物実験責任者 動物実験実施者のうち、実験計画の策定及び実施の責任を負う教員をいう。

(8)飼養者 実験動物管理者又は動物実験責任者の下で実験動物の飼養管理を行うものをいう。

(基本原則)

第3条 動物実験に当たっては、動物を使用する方法に代り得るものを利用すること、使用する動物の数を少なくするなどにより動物を適切に使用することに配慮し、また動物に苦痛を与えない方法により実施しなければならない。

### 第2章 動物実験委員会

(動物実験委員会)

第4条 動物実験に関する次に掲げる事項について、学長の諮問に応じて調査し、審議するため、動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(1) 施設等の審査

(2) 実験計画書の審査

(3) 教育訓練計画の策定

(4) 実験動物の管理及び動物実験の実施状況に関すること

- (5) 動物実験に係る自己点検・評価
- (6) その他動物実験に関し必要な事項

2 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 家政学部または家政学研究科から選出される専任教員 2 名
- (2) 看護学部から選出される専任教員 1 名
- (3) 短期大学生生活科学科から選出される専任教員 1 名
- (4) その他学長が指名する者、若干名

3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

4 委員会には委員長を置き、委員の互選により選出する。

5 委員会に関する事務は教務課が取り扱う。

### 第 3 章 施設等

#### (飼養保管施設)

第 5 条 飼養保管施設を設置する場合は、委員会において審議の上、飼養保管施設設置承認申請書を学長に提出し、承認を得なければならない。

2 飼養保管施設を廃止する場合は、委員会において審議の上、飼養保管施設廃止届を学長に提出しなければならない。

#### (動物実験室)

第 6 条 動物実験責任者は、飼養保管施設以外で動物実験を行う場合は、動物実験室設置承認申請書を学長に提出し、承認を得なければならない。

2 学長は、前項の動物実験室設置申請があったときは、委員会の審査結果に基づき、当該設置申請の承認の可否を決定する。

### 第 4 章 動物実験の実施

#### (実験計画書)

第 7 条 動物実験責任者は、動物実験を行う場合は、次に掲げる事項についての実験計画書を学長に提出しなければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び実験の必要性
- (2) 代替法を考慮した動物実験の方法
- (3) 実験に適切な実験動物の種、数、遺伝学的及び微生物学的品質と飼養条件
- (4) 実験処置による動物の障害、症状、苦痛の程度とそれを軽減する方法
- (5) 苦痛の程度の高い実験の場合における実験を打ち切りの設定
- (6) 安楽死の方法

#### (実験計画の承認)

第 8 条 学長は、委員会の審査結果に基づき、実験計画の承認の可否を決定する。

2 委員会は実験計画の妥当性を審査し、結果を速やかに学長に報告しなければならない。

#### (実施の結果報告)

第 9 条 動物実験責任者は、実験計画の実施後に、所定の実験計画の結果報告書により、使用動物数、実験成果等について、学長に報告しなければならない。

## 第5章 実験動物の飼養、保管と報告

第10条 飼養保管施設の管理者は、実験動物の導入に当たっては、関連法令、基本指針及び飼養保管基準等に基づき適正に管理されている施設から導入するものとする。

2 実験動物管理者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌給水、衛生管理を行うものとする。

3 動物実験責任者及び飼養者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備し、保管するものとする。

4 実験動物管理者は、第1項から第3項までに掲げる実験動物の飼養及び保管に関し、具体的な方法、基準、数値等を定めた標準手順書を作成し、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者に周知する。

5 実験動物管理者は、飼養保管施設における実験動物の種類、飼養保管の頭数等について、年度ごとに委員会に報告しなければならない。

## 第6章 安全管理

(実験動物危害の防止)

第11条 実験動物管理者及び動物実験責任者は、実験動物の逸走防止、有害動物の管理、感染防止等に必要な措置を講じなければならない。

2 実験動物管理者及び動物実験責任者は、安全管理に関して具体的な方法を定め、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に周知する。

## 第7章 教育訓練等

(教育訓練)

第12条 委員会は、この規程、関連する法令等を実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に熟知させるとともに、教育訓練を企画する。

2 実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者は、前条に定める教育訓練を受けなければならない。

## 第8章 自己点検・評価と情報公開

(評価報告)

第13条 委員会は、動物実験の実施及び実験動物の飼養保管の状況等について、自己点検・評価を学長に報告しなければならない。

2 動物実験等に関する情報(規程、委員会報告等)を適切な方法により公開しなければならない。

## 第9章 雑則

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃については、委員会にて審議し、常務理事会の承認を得るものとする。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。